

情産委 24 - 32
平成 24 年 2 月 6 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

一般社団法人情報サービス産業協会
企画委員会知的財産部会

「知的財産推進計画 2012」の策定に向けた意見

「知的財産権推進計画 2012」の策定にあたり、下記のとおり意見を提出いたしますので、ご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

戦略 2(「知的財産推進計画 2011」の「2. 知財イノベーション競争戦略」「我が国の「知財システム」の競争力を強化する」)について

グローバル・ネットワークにおける環境変化を見据え、「特許システムを含むグローバル知財システムの構築をリードすべき」という基本方針に異論はない。しかしながら、法改正や国際協定への加盟などの制度変化は産業界に影響(メリット及びデメリットの双方)をもたらし得るため、以下の二点について留意されることを強く要望する。

- (1) 第一点は、競争と調和、オープンとクローズといった知財戦略における重要な視点をグローバルな知財戦略においても生かすことである。昨今の制度改定議論においては、諸外国に対応して知財制度の国際調和を図るという趣旨が間々見受けられるところであるが、産業構造や企業文化、事業上の強み・弱みなどが異なる各国事情を考慮せずに知財制度を諸外国に一致させようとすることは、我が国における知財保護のニーズに合致しないばかりか、我が国のグローバルにおける競争力をも阻害しかねない。むしろ、我が国の法令や制度運用など先進的な知財システムを諸外国へ発信・提案していくことも含め、関係各国との制度調和及び競争環境の基盤整備において我が国がリードしていくことを念頭に置きながら、関係省庁が緊密に連携し、各国との議論を積極的に行っていただきたい。
- (2) 二点目は、制度改定に向けた検討作業の進め方についてである。知財保護の枠組みが大きく変わり得る場面では、新たな知財制度を活用する者は制度の

内容や具体的な影響を想像しにくい立場にある。このことを踏まえ、制度改定の議論においては、拙速に進めるのではなく、関係者の理解を促した上で、丁寧に実態やニーズを調査する手順を必ず踏んでいただきたい。その際、議論をミスリードしないために、「知財保護」にはメリット及びデメリットの両面があることを理解させる工夫や配慮が肝要である。また、新制度の施行に際しても説明会の開催等、関係者の理解度を高める方策を着実に実施することをお願いしたい。

戦略 3(「知的財産推進計画 2011」の「3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略」「デジタル化・ネットワーク化の基盤を戦略的に整備する」)について

著作権法における権利制限の一般規定(いわゆるフェアユース規定)の導入については、以下のことを要望する。

- (1) 情報サービス産業においては、イノベーションの活性化及び新ビジネスの創出の促進に大いに寄与し得ることが予想される。したがって、速やかに法改正がなされ、関係者に周知する機会が設けられることを希望する。
- (2) ただし、法改正の基礎となる文化審議会著作権分科会の議論では、権利制限の対象として想定されている行為(「著作物の付随的な利用」「適法利用の過程における著作物の利用」「著作物の表現を享受しない利用」)は極めて限定的であるため、知的財産の適切な保護を図りつつも、情報サービス産業を含め我が国の産業において、新たなビジネスへの挑戦を可能にするような実効性のある一般規定の整備を改めてお願いしたい。
- (3) また、上記と併せて、著作権制度の利便性向上の観点から、権利制限の対象とされるべき事例集の作成・公表や周知の機会の設定など、権利者と利用者にとって予測可能性を高めるための措置も検討いただきたい。

以上

連絡先：

法人・団体名 : 一般社団法人情報サービス産業協会
(いっばんしゃだんほうじんじょうほうサービスさんぎょうかい)
担当者所属 : 企画調査部
担当者氏名 : 茂木智美
住所 : (〒104-0028) 東京都中央区八重洲 2-8-1 日東紡ビル 9 階
電話番号 : 03-6214-1121
ファックス番号 : 03-6214-1123